は、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。

(a)　美術館、博物館、図書館、劇場、会議場又はこれらのいずれかを含む複合用途施設で、以下の(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)の要件を満たす新築又は増築工事

(ｱ)　地下階数が２以上

(ｲ)　延べ面積が5,000㎡以上

(ｳ)　構造：鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート工法を含む）、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

※複合用途施設にあっては、美術館、博物館、図書館、劇場又は会議場の用途に係る部分の床面積が5,000㎡以上に限る。

(b)　事務所・庁舎、美術館、博物館、図書館、劇場、会議場又はこれらのいずれかを含む複合用途施設で、以下の(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)の要件を満たす新築又は増築工事

(ｱ)　地下階数が１以上

(ｲ)　延べ面積が2,500㎡以上

(ｳ)　構造：鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート工法を含む）、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

※複合用途施設にあっては、事務所・庁舎、美術館、博物館、図書館、劇場又は会議場の用途に係る部分の床面積が2,500㎡以上に限る。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大である者とする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

6(1)①の認定（6(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6(1)①の認定を受けていない構成員が6(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、6(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6(1)①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期限

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「新たな国立公文書館・憲政記念館新築㉓建築その他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

四国地方整備局の下記１に示す工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和５年８月29日

四国地方整備局長　佐々木淑充

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事名　令和５－７年度横断道津田高架橋上部Ｐ７－Ｐ12工事

2　工事場所　徳島県徳島市津田海岸町地先

3　工事内容　工事延長Ｌ＝275m、橋長Ｌ＝235m、鋼５径間連続合成少数鈑桁橋

4　工期　工事の始期から793日間（工期末が、土・日及び祝日、年末年始等になる場合は、休日明けの翌営業日を工期末とする。）

（発注者の示す余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年１月28日まで）

5　申請の時期　令和５年８月30日から令和５年10月６日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和５年10月７日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、令和５年８月30日から

〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33

四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2)　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）、又は電子メールにより提出すること。提出場所は上記(1)に示す申請書の交付場所に同じ。なお、申請書への押印は不要とする。

また、電子メールにより提出する場合の提出先アドレスskr-shikaku@mlit.go.jpとし、メール送付後、その旨を上記(1)まで連絡すること。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（7(5)の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）7(2)１）の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、申請書とともに交付する様式又は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和５年８月29日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式－１を使用すること。）。

３）7(2)２）及び３）の要件を満たすことを証する書面の写し。

４）最新の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し。

５）納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式）。

(3)　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の１から５までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和４年10月３日付け公示６（建設工事）の(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

(1)　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社又は３社の組合せとする。

１）四国地方整備局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」の認定を受けている者であること（会社更